

標 題：

固定式 CO₂消火装置の CO₂ Release Mechanism

NKテクニカル インフォメーション

No.: 1 4 1

Date: 平成 6 年 6 月 3 0 日

船主、造船所 各位

拝啓 貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、SOLAS 1992年改正により、固定式 CO₂消火装置の CO₂ Release Mechanism の要件が今回新たに設けられたことは、NKテクニカルインフォメーションNo.139にて既にお知らせした通りですが、この新しい規則条文（Reg. II -2/5.2.5）は次の如く規定しています。

“Carbon dioxide systems installed on or after 1 October 1994
shall comply with the following requirements: (以下省略)”

本条文中の“installed on or after 1 October 1994”の解釈について、各国政府に問い合わせたところ、現在までに添付別紙の如く回答を得ました。

添付一覧表に掲載されていない船籍国の条文解釈について、情報を必要とされる場合には、本部・艤装部にお問い合わせ願います。

敬 具

添付：各国別条文解釈一覧表

SOALS Reg. II-2/5.2.5 (1992 Amendment)

適用に関する条文解釈の国別一覧表

Flag State	新 造 船			就 航 船 注(1)	
	Keel-lay が 1994年10月1日 以降の船	装置の取付工事が 1994年10月1日以降に		装置の取付工事が 1994年10月1日以降に	
		開 始	完 了	開 始	完 了
日本	○			○	
Bahamas	○			○	
Belize	○			○	
Hong Kong	○			○	
Kuwait			○		○
Liberia	○			○	
Malta	○			○	
Maulitius	○			○	
Myanmar		○		○	
Netherland Antilles	○			○	
Netherlands	○			○	
Panama	○			○	
Papua New Guinea	○			○	
Singapore	○			○	
St. Vincent Grenadines	○			○	
Vanuatsu	○			○	

注(1)：固定式 CO₂ 消火装置が新たに設置されるか、同装置が新替えされる場合のみ、改正規則が適用される。